

## 和歌山県後援名義付与に関する事務処理要領

(秘書課)

令和8年3月26日 一部改正

和歌山県後援名義付与の依頼があった場合、原則として主催団体が公共性を有する団体等について、以下の基準に基づいて審査事務処理を行う。

ただし、公共性のない団体等であってもその事業内容が基準に合致し適当であると思われるものについては、上記に準じた事務処理を行うものとする。

### 1. 審査

後援名義使用を承認する事業が公共の福祉に寄与するものであり、次の各号を満たすもの。

- ①広く県民に公開されていること
- ②特定の政治団体・宗教法人等の活動に関するものでないこと
- ③営利を目的としたものでないこと
- ④和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等、同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者が関係するものでないこと。
- ⑤法令等に違反するものでないこと。

### 2. 事務手続

次に掲げる事項を記載した申請書を、後援名義の使用を開始する日（パンフレット、ホームページ等で広報を開始する日を含む。）の1か月前までに提出させること。

- ①主催団体名
- ②事業名称
- ③事業目的または趣旨
- ④事業開催日
- ⑤開催場所
- ⑥事業内容
- ⑦参加料、入場料の有無及び金額
- ⑧後援（予定）先

### 3. 添付書類

申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。なお、過去5か年以内に和歌山県の後援名義の使用承認を受けた実績のあるものは③及び④に掲げる書面を省略することができる。

- ①事業計画書、開催要項又は事業の概要を記載した書類
- ②収支予算書
- ③定款、寄附行為、団体規約又は申請団体の概要が分かる書類
- ④役員名簿
- ⑤その他必要と認める書類

#### 4. 承認

主催団体から申請のあったときは、基準に基づいて申請内容を検討し、申請者に承認又は不承認の結果を通知する。

#### 5. 承認の取消

承認の決定後、次に掲げる事項に該当した場合は後援名義の承認を取消し、以後その他関係団体事業の後援は一切行わない。

- ①基準に反する事項が生じた場合
- ②申請内容に虚偽があったとき
- ③その他承認することが不適當であるとき